

## ○静岡市文化財保護条例

平成15年4月1日

条例第281号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 静岡市指定有形文化財（第4条—第17条）
- 第3章 静岡市指定無形文化財（第18条—第23条）
- 第4章 静岡市指定民俗文化財（第24条—第31条）
- 第5章 静岡市指定史跡名勝天然記念物（第32条—第37条）
- 第6章 静岡市選定保存技術（第38条—第42条）
- 第7章 静岡市伝統的建造物群保存地区（第43条）
- 第8章 静岡市文化財保護審議会（第44条—第48条）
- 第9章 雑則（第49条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（平17条例48・一部改正）

##### （定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3）衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられ

る衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 静岡市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを静岡市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするに当たっては、教育委員会は、あらかじめ第44条に規定する静岡市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定をするに当たっては、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由

があるときは、教育委員会は、市指定有形文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財が、法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財の指定を受けたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに同条第6項の規定による指定書（以下「指定書」という。）を教育委員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者の変更等）

第7条 市指定有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新しく所有者となった者は、変更前の所有者に対して交付された指定書を添えて速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、届出の際、指定書を添えなければならない。

（滅失、き損等）

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは盗難に遭い、又はこれを亡失したときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、指定書を添えてあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、市指定有形文化財の所有者が、その負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として、管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗難に遭うおそれがあると認めるときは、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存設備の設置その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づく措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。

（修理の届出等）

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条の規定による許可を受けて修理を

行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護のため、必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指示をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し3月以内の期間に限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市が負担するものとし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又はその一部を市の負担とすることができる。
- 4 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 5 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して、当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第15条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財を公衆の観覧に供する目的でその所在の場所を変更するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第4項の規定を準用する。

(現状等の報告)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者に変更を生じたときは、新たに所有者となった者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、変更前の所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書

を新たに所有者となる者に引き渡さなければならない。

### 第3章 静岡市指定無形文化財

(指定等)

第18条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを静岡市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、教育委員会は、あらかじめ第44条に規定する静岡市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(平17条例48・一部改正)

(指定等の解除)

第19条 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするに当たっては、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

- 5 市指定無形文化財が、法第71条第1項の規定により重要無形文化財又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（平17条例48・一部改正）

（保持者の氏名等の変更等）

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- （1）保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
- （2）保持者が、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
- （3）保持者が死亡したとき。
- （4）保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。
- （5）保持団体が代表者を変更したとき。
- （6）保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

（保存）

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適切な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他市指定無形文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

（公開）

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(保存に係る指示又は勧告)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。

#### 第4章 静岡市指定民俗文化財

(指定)

第24条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを静岡市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを静岡市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第18条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平17条例48・一部改正)

(指定の解除)

第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第19条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするに当たっては、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平17条例48・一部改正)

(市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第27条 第6条から第11条まで及び第14条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。

(保存に係る指示又は勧告)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告を行うことができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第18条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

#### 第5章 静岡市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手が著しく多数であって個別に通知し難い事情がある場合には、その代表者又はこれに準ずる者に通知することをもって、個別に通知したものとみなす。

(平17条例48・一部改正)

(指定の解除)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合、その他特別の理由があるときは、教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が、法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び前条第2項後段の規定を、前項の場

合には第5条第4項及び前条第2項後段の規定を準用する。

(平17条例48・一部改正)

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、必要な条件を付し、又は同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の規定による条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第6章 静岡市選定保存技術

(選定等)

第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを静岡市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は

保存団体（当該市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 前項の認定は、一の市選定保存技術について、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

（平17条例48・一部改正）

（選定等の解除）

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除に当たっては、第19条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術が、法第147条第1項の規定により選定保存技術の選定又は県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第19条第6項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（平17条例48・一部改正）

（保持者の氏名変更等）

第40条 第20条の規定は、保持者及び保存団体について準用する。この場合において、同条中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存

技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のための適切な措置をとることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(保存に関する指示又は勧告)

第42条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。

#### 第7章 静岡市伝統的建造物群保存地区

(決定)

第43条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的建造物群のうち市にとって重要なものを静岡市伝統的建造物群保存地区に決定することができる。

2 前項の静岡市伝統的建造物群保存地区の決定に当たっては、別に条例で定める。

#### 第8章 静岡市文化財保護審議会

(設置)

第44条 静岡市に、静岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第45条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に答申する。

(組織)

第46条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第47条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第9章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市文化財保護条例（昭和58年静岡市条例第11号）又は清水市文化財保護条例（昭和54年清水市条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町文化財保護条例（昭和53年蒲原町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例244・追加)

附 則（平成17年3月15日条例第48号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第244号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。